

岐阜県公報

第 七 十 六 号
令和 二 年 一 月 三 十 一 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 四七^ハ

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉課) 四七
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定 (同) 四八
指定医療機関の廃止の届出 (同) 四八
指定医療機関の名称の変更の届出 (同) 四九
指定訪問看護事業者等の所在地の変更届出 (同) 四九
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定 (同) 四九
道路の区域変更 (道路維持課) 五〇
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 五〇

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (監査委員) 五一

内水面漁場管理委員会告示

第五種共同漁業権の免許に係る令和二年度魚種別増殖方法及び指示数量 (里川振興課) 五九

公 示

岐阜都市計画道路事業の周知 (都市整備課) 六二

規 則

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽法施行細則(昭和六十年岐阜県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(經由)」に改め、同条第一項中「第五条」を「第五条第一項、第十一条の二第一項若しくは第二項」に、「法第十一条の二」を「第十一条の三」に、「より提出する届出書」を「よる届出」に、「知事(県事務所の所管区域にあつては、県事務所長)へ提出する」を「行う」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東白川村国保診療所	加茂郡東白川村五加三二一〇	令和元・一・一五
ぎふデンタルフォレスト アライブ	羽島郡笠松町長池字宮代三五二一	令和元・二・一
げん デンタル オフィス	本巣郡北方町高屋紙木原道西一三三三	同
しろくまデンタルクリニックス	関市緑町二丁目二一四	同
V・drug 蘇原薬局	各務原市蘇原東栄町二九二一	同
エール調剤薬局 土岐店	土岐市肥田浅野笠神町二丁目二二番地二	同
ライン調剤薬局 倉知店	関市倉知八三〇番地	同

岐阜県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
ライフサポート株式会社	岐阜市水海道五丁目一番一二二号	サファイール訪問看護ステーション	各務原市蘇原新栄町一丁目二五番地	令和元・二・一

岐阜県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
そ ね 医 院	美濃市藤生一四三五	令和元・一〇・二七
東白川村国保診療所	加茂郡東白川村神土六九二二	令和元・一一・四
ライン調剤薬局 倉知店	関市倉知八三〇	令和元・一一・三〇

岐阜県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 正翔会クリニック 可児	可児市長坂八丁目一九八番地	令和元・一一・一
旧 ながお在宅クリニッ ク可児	同	
新 正翔会クリニック 多治見	多治見市笠原町向島二四五番七 一四	同
旧 ながお在宅クリニッ ク多治見	同	

岐阜県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更し

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

有限会社 ラブ

大垣市高屋町一丁目五
十番地

居宅療養
管理指導

ラブダイイチ東薬局

大垣市東町二丁目一

令和元・九・一

岐阜県知事 古 田 肇

た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 年 月 日
訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	

医療法人 録三	美濃加茂市太田町二八二五	つるかめ訪問看護ステーション	令和元・一〇・三
新	美濃加茂市太田町二八五五	訪問看護ステーション等の所在地	
旧	美濃加茂市太田町二八二五		

岐阜県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年一月三十一日

1 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 (令和元年12月末現在) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	39	15	52
指導事項	126	56	21	49
検討事項	6	1	1	4
計	238	96	37	105

※ 「今回措置を講じたもの」については、令和元年12月27日、令和2年1月7日及び1月9日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
管財課	強風のため燃料倉庫等の屋根が破損し、屋根材が落下したことに伴い車両を損傷させた4件の毀損事故について、損害賠償金として1,533,007円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	事故発生後速やかに、燃料倉庫は剥離した屋根材の撤去、職員宿舎は飛散防止等のための応急措置を実施した。また、燃料倉庫は利用状況等を踏まえて解体(令和元年11月22日完了)、職員宿舎の屋根は修繕工事(令和元年11月29日完了)を行うなど再発防止に

努めている。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
水産研究所	旅費の支出事務において、旅行会社から提出された見積書・請求書における2泊分の宿泊費を1泊分と誤認して旅費の増額調整を行ったことにより、2件11,920円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	今後の再発防止として、今回の指摘事項について所内職員に周知し注意喚起を行った。また、会計事務担当者においても、財務会計システムへの入力額をうのみにすることなく担当者各自で旅費計算を行うとともに、複数人でチェックを行うことを徹底するよう指導した。

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
美濃土木事務所	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として158,544円の費用負担が発生し、公用車が1台廃車(評価額360,000円)となっていた。また、修繕料36,007円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生直後に、所属長から当該職員に対し、交通安全及び不注意運転について口頭注意を行うとともに、所属職員に対し、事故発生の周知と交通安全についての注意喚起を行った。全ての公用車に「事故を防止するために！交通安全ローカーン」を掲示し、また、毎週実施する課長会議や月初めの課長係長会議など、機会あるごとに交通事故防止について注意喚起を行い、より一層の交通事故防止に努める。
	道路管理上の5件の事故について、損害賠償金として362,693円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	穴ぼこが原因となった事故については舗装修繕を実施し、排水溝の破損が原因となった事故については排水溝を暗きよ構造に作り替えるとともに暗きよ上部を自動車横断することのないよう柵を設置し、事故の再発防止策を講じた。 また、道路の異常の早期発見のため、道路パトロールの監視強化の徹底に加え、出張時、通勤時に実施している監視の強化を職員に指示することも

<p>に、社会基盤メンテナンス事業者や道路修繕を委託している業者に対し、道路の異常を発見した際の情報提供を依頼した。</p> <p>今後も道路の異常の早期発見、迅速かつ適切な対応について一層の徹底を図り、事故防止に努める。</p>	<p>可茂土木事務所</p> <p>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として729,147円の費用負担が発生していたので、道路バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p> <p>フロントガラスの破損事故については、既設のポテックス式落石防護網に更に目の細かいネットを設置し、隙間からこぼれ出ることのないよう対策を行った。</p> <p>穴にはまってパンクした事故については、現地調査により穴の前後で舗装の劣化が見られる区間を特定し、加熱合材による舗装打ち換え工事を実施し、再発防止に努めた。</p> <p>落石の衝突事故については、既設の落石防護網の更に上面に高エネルギー吸収型の落石防護柵を設置することで再発防止に努めた。</p> <p>道路管理上の事故については、道路バトロールによる日常的な点検の実施及び社会基盤メンテナンスサポーター(MS)や市町村、道路維持修繕の委託業者からの通報の活用により、早期発見・迅速な対応を徹底し、道路事故の未然防止に努める。</p>
<p>機関名</p> <p>中濃県事務所</p> <p>監査結果</p> <p>強風のため職員駐車場の樹木が折損したことにより職員の車両2台を損傷させた1件の毀損事故により、損害賠償金として267,838円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>樹木の折損が判明した後、強風が収まるのを待つて速やかに折れた枝や幹を回収し、二次被害防止策を執った。</p> <p>また、翌日以降、中濃総合庁舎敷地内の樹木について、折れそうな幹等がないか点検を実施した。</p> <p>本事業発生後は、台風接近に備え、敷地内の巡視をより強化するとともに、庁舎内関係機関及び来庁者に対し</p>
<p>教育委員会</p> <p>機関名</p> <p>山県高等学校</p> <p>監査結果</p> <p>ポリ塩化ビニル廃棄物処理委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>当該指摘事項は、国が策定した「ポリ塩化ビニル廃棄物処理基本計画」により処理業者が特定されていることから、「法令により相手方が特定されている契約」であると解釈を誤ったことによるものである。</p> <p>監査後、出納員及び会計員において、契約審査会の対象となる契約について、改めて確認を行った。</p> <p>今後は、疑義が生じた場合は、出納管理課等へ確認するよう徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>延滞金発生時には、岐阜県会計規則第203条に基づき知事及び会計管理者へ事故報告を行った。</p> <p>今後は、事務職員全員で社会保険料に関する制度の確認を行うとともに、事務処理の進捗状況について複数の職員で共有することを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>警察本部</p> <p>機関名</p> <p>都上北高等学校</p> <p>監査結果</p> <p>物品の管理事務において、ダブルゼロデオデッキなど3件(取得価格計721,004円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>亡失した物品については、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から除却を行った。</p> <p>また、職員会議において、亡失の事実、亡失の原因、今後の物品管理の徹底及び物品の管理責任について説明し、管理意識の向上を図った。</p> <p>今後は、物品を処分する際には、供用主任者と事務職員間で連携し、確実に物品台帳の処理を行うなど、適正な物品管理の徹底を図るとともに、現物実査において物品の所在確認を確実にし、亡失の再発防止に努める。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
整備施設課	強風のため果が管理する施設、樹木が破損等したことにより駐車車両を損傷させた5件の毀損事故について、損害賠償金として1,140,971円の費用負担が発生し、また、修繕料607,144円が支払われていたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	職員宿舍を含む警察施設について、平素から職員による目視点検を行っているほか、台風が接近した際に、全所属長及び各職員宿舍の代表者に対し、施設の維持保全や警察車両の保管等について、文書による注意喚起を行うなど再発防止を図った。
留置管理課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として42,898円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、次席が事故原因や背景について聴取するとともに、事故防止対策及び事故が及ぼす影響について個別に指導した。 また、全職員に対しては、当該交通事故発生の際には、注意喚起するとともに、公用車で出張する都度、職員に出発前申告させ、この際、健康状態を確認するとともに、安全呼称運転の励行及び安全運転守則の厳守といった交通事故防止に関する指導を行っている。
捜査第一課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として131,063円の費用負担が発生し、また、修繕料54,162円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	課例会において、職員に本件事故概要を説明し、運転手と側乗者との連携、指さし呼称等の基本を厳守するよう指示した。 また、交通機動隊駐車場において運転技能訓練を行い、安全意識と運転技術の向上を図った。 今後、課例会等において、他所属における事例を他山の石として示し、常に自戒、体悟を図っていく。
交通規制課	強風による次の2件の毀損事故について、損害賠償金として205,200円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	県下警察署に対して交通安全施設全般の緊急点検を依頼、実施した。 また、年1回の定期点検の確認項目を再徹底するだけでなく、強風等により破損する危険がある施設については、

交通機動隊	1 コンクリート製土台の道路標識が倒れたことにより駐車場フェンスを損傷させた。 2 信号機のケーブリングがあられたことにより民家の屋根瓦に接触し、損傷させた。	その都度報告を行うよう、今後も継続的に指示を行っていく。
警備第一課	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として2,568,427円の費用負担が発生し、修繕料140,216円（うち相手方負担分98,151円）が支払われていた。また、公用車が1台廃車（評価額387,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、次席及び直属の課長補佐が交通事故の原因、安全確認の必要性及び公用車事故のもらす影響について個別指導を実施した。 全職員に対しては、自動車学校において交通機動隊勤務経験者の指導の下、基本走行訓練、安全確認要領などの教養・訓練を行うとともに、機動隊の隊庭において狭あい路を想定したコースを設定し、車幅感覚修得、切り返し訓練等を実施した。 また、朝会時において調査官等が交通事故事例を挙げて、公用車事故防止に係る注意事項、側乗者の任務及び安全運転守則等の遵守を指示している。 今後、次席等幹部による安全呼称の励行、運転手と側乗者の連携、交差点での安全確認要領等の指導を継続して実施し、交通事故防止の徹底を図る。

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置
健康福祉部

<p>機関名 健康福祉政策課</p>	<p>監査結果 物品の管理事務において、岐阜県福祉・農業会館の指定管理者と県が締結している基本協定書（平成30年2月13日締結）における管理対象物品は55件であったが、実際に貸し付けていた物品は57件（平成30年度物品総点検確認時点）となっており不実合が生じていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 岐阜県福祉・農業会館の指定管理者と県が締結している基本協定書（平成30年2月13日締結）における管理対象物品が更新されていなかったため、令和元年8月5日に変更基本協定書を締結した。 今後は、毎年の現物実査において、現物、物品帳簿及び基本協定書における管理対象物品の照合を行い、再発防止に努める。</p>
<p>外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたものがあつたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、事後ながら「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載し、情報セキュリティ取扱管理者の確認を受けた。 今後は、外付けハードディスクの管理事務の取扱いについて、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」への記載を徹底し、複数の職員による記録確認を行い、再発防止に努める。</p>	<p>今回指導事項となったポリ塩化ビニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務委託に係る検査事務においては、契約金額が100万円を超える契約であるため、検査調書を作成するべきところ、簡略化した形での検査で処理したもので、認識を誤っていたものである。 今後は、このような誤りがないよう、岐阜県会計規則について再度内容確認を行うとともに、会計員が会計知識の習得に努めながら管理調整担当内でチェックすべき注意点の情報共有を図ることにより確認体制を強化していく。</p>
<p>衛生専門学校 不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めることについて職員に周知徹底した。 今後は、岐阜県会計規則に基づき、</p>	<p>不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めることについて職員に周知徹底した。 今後は、岐阜県会計規則に基づき、</p>

<p>木工労働部 たい。</p>	<p>適切な会計事務の執行に努める。</p>
----------------------	------------------------

<p>木工労働部 機関名 セラミックス研究所 監査結果 大学との共同研究契約（契約額全額前金払）に係る検査事務において、大学から履行完了報告を受けた際に行うこととされている履行確認済みの記述等がなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 前金払を行った事業については一覧表を作成し、事業完了後速やかに履行確認を行うとともに、職員会議にて、前金払を行った事業等の事務処理について、岐阜県会計規則及び資料を用いて周知徹底した。</p>
---	---

<p>林政部 機関名 森林文化ア카데미 監査結果 不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 参考見積書を徴取して予定価格を設定した上で、不用品売払いのための見積合わせを実施したが、事前決裁書に売却予定価格を記載することなく事務処理を実施してしまつた。 総務課職員が岐阜県会計規則第111条「予定価格の決定」及び岐阜県会計規則取扱要領第111条関係を再認識し、不用品の売払い等に係る事務手続について、再度正しい知識を習得し再発防止を図つた。</p>
--	--

<p>県土整備部 機関名 美濃土木事務所 監査結果 物品の管理事務において、ソフトウエア1件（取得価格58,833円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 亡失した物品は複数の物品を1セットとして登録してあるものうちの1個である。1セットで登録したものの個々の内訳を補助簿等で管理していたことにより亡失の事実になつていなかった。 亡失の事実確認後、平成30年10月19日付けで会計管理者へ岐阜県会計規則第203条に基づき事故報告を行った。 複数の物品を一式として登録した物品について、それらの内訳についての補助簿を作成し、県有物品の適正な使用・管理等を徹底した。 道路管理上の1件の事故に対し、以下の再発防止策を講じた。</p>
--	---

<p>が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>事故の原因となった山留フロック種崩壊箇所を含んだ道路構造物について、道路災害復旧事業による復旧を実施した。</p> <p>道路パトロールにおいて、山側擁壁の状況確認を徹底するとともに、道路の異常箇所を発見した際には、速やかに報告していただけるよう、市議会議員、自治会長、及びMS（社会基盤メンテナンスサポーター）に対し、ことあるごとに依頼し、今年度から行うこととなった道路土工構造物点検などにより、道路の異常箇所を早期に発見し対応することで、引き続き事故防止に努める。</p>	
<p>県事務所</p> <p>機関名 可茂県事務所</p> <p>監査結果 外部記録媒体の管理事務において、【USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿】に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスク及びUSBメモリを利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>謙じた措置 本件については、当該外部記録媒体を常時利用していたため、毎月の許可更新を要しないと誤認していたもので、予備監査での指摘後、許可更新を行い、適正利用を行っている。</p> <p>また、再発防止のため、担当者が毎月現物を確認することとし、その際に許可状況を再度確認することで、適切な利用を徹底している。</p>	
<p>教育委員会</p> <p>機関名 岐阜教育事務所</p> <p>監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,900円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>		<p>謙じた措置 当該職員に対し、ノート型パソコン等の電子機器の取扱いに細心の注意を払うよう指導を行った。</p> <p>また、全所属職員に対し、事故発生原因及び事故を起こした場合に必要な対応について周知し、県有物品の適切な管理と取扱いについて注意喚起を行った。</p> <p>今後も、職場研修や所内会議等においてパソコン等の物品の適切な取扱いについて周知徹底を図り、毀損事故の再発防止に努める。</p>
<p>郡上北高等学校</p> <p>外部記録媒体の管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>外部記録媒体の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 DVDについて、「その他の外部記録媒体管理台帳（以下「その他媒体管理台帳」という。）」に登録の記載のないものや、記載されているものの情報セキュリティ取扱管理者の確認印がないものがあつた。また、DVDを廃棄する場合は、「その他媒体管理台帳」及び「情報資産の廃棄記録簿」に廃棄日時等を記載することになっていないが、これを行っているものがあつた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（以下「使用記録簿」という。）」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたものがあつた。また、「使用記録簿」の記載事項として、利用許可又は解除確認について情報セキュリティ取扱管理者の押印がないものや解除日の記載のないものがあつた。</p>	<p>定期監査終了後の所内会議において、外部記録媒体の適正な管理と使用について全所属職員に周知徹底を図つた。</p> <p>今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、外部記録媒体を利用する際の使用記録簿への記載の徹底を注意喚起することにより再発防止に努める。</p> <p>職員会議において外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等に基づき、外部記録媒体の取扱い及び利用に関する手続について周知徹底を図つた。特に、指導のあつたDVD、及び外付けハードディスクの取扱いについて、適正に取り扱うよう周知徹底を図つた。</p> <p>今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、職員利用の都度、必要な事務処理の徹底を注意喚起し、適正な事務処理に努める。</p> <p>指導事項について、速やかに「特定個人情報取扱記録簿」を整理し、管理主任者及び管理者（所属長）の確認を受けた。</p> <p>今後は、特定個人情報を取り扱う場合、取扱記録簿への記録や管理者等に</p>

<p>加茂農林高等学校</p>	<p>建築基準法第12条定期点検等委託業務に係る契約事務において、仕様書で定められた点検実施計画書を提出させるべきところ、これを行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>子備監査後、出納員及び契約事務担当者において、点検実施計画書の提出など契約後に必要な事務処理について、再確認を行った。 今後は、委託業務における契約後の事務処理項目を洗い出し、その進捗を出納員や会計事務担当者等複数の職員で確認するなど、適正な事務処理に努める。</p>	<p>旅費の支出事務において、概算私の精算が遅延しているものがあつたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項を受け、会計員及び出納員において概算私に係る旅費の精算期間を5日以内と定めた岐阜県職員等旅費条例施行規則の規定内容の再確認を行った。 今後は、遅延防止のため、出納員や旅費担当者以外の会計員等複数人による進捗状況の管理を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>生産物の処分事務において、県立高等学校農業科実習に伴う会計事務取扱要領では部門責任者が売却等の専行処分をすることができるとのことについて、毎年度、校長及び農場関係者間で協議をして定めると規定している。しかし、平成30年度において、上記の協議や専行処分ができる品名の決定に係る決裁がなされないまま部門責任者による専行処分が行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>子備監査後、農場担当職員及び会計員に対し、「県立高等学校農業科実習に伴う会計事務取扱要領」に規定する専行処分に係る規定を再確認するよう周知を行った。 また、令和元年度分についても、決裁がされないまま専行処分を行っていることから、速やかに専行処分ができる品名について協議を行い、決裁を行った。 今後は、年度当初に部門ごとに部門責任者が専行処分できる品名の一覧表を作成し、農場で取りまとめうえで、校長までの決裁を受けることを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>毒物及び劇物の管理事務において、「毒物及び劇物管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、受払</p>	<p>子備監査後、未記載の項目（年月日、使用等理由、使用量、残量、担当者、及び責任者）について速やかに受</p>	
<p>恵那農業高等学校</p>	<p>簿が適正に記載されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>払簿に記載するとともに、各管理責任者及び担当者に対し、「毒物及び劇物取扱規程」を再確認するよう周知を行った。 今後は、毒劇物等の取扱いの都度受払簿を記録の上、責任者及び担当者の複数人でチェックすることとし、適正な保管管理を徹底する。</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取扱いについて、修繕料72,576円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>所属長から当該職員に対してパソコンの取扱について一層注意を払うよう指導した。 また、校内の職員会議等を通じて、全職員に対してパソコンを含めた備品の慎重な取扱について周知徹底を図った。 今後も物品の適正な使用及び管理について、随時、指導を行い毀損事故の再発防止に努める。</p>
<p>時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事実があつたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本校では従前より、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）に関して、月当たりの労働延長時間の上限を30時間とするとして合意したうえで、所定の届出を行っており、令和元年度についても、平成31年4月1日付けで、労働時間延長の上限を月30時間とする協定を締結し、県人事委員会に届け出たところである。 年度当初となる4月は、人事異動による教職員の入替えや、新入生の受入れ、前年度事務事業の精算など事務処理が集中し、一部の事務職員について上限を超える時間外勤務を行う必要が生じたものの所属長の協定に対する理解が不十分であり、協定を変更することなく上限時間を超えて時間外勤務を命じていたものである。 この結果を受け、今後、不測の事態が生じた場合に備え、令和元年5月27日付けで上限を45時間とする変更協定を結び、再度の届出を行った。</p>			

<p>郡上特別支援学校</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料89,028円が支払われていたので、職員 の毀損事故防止について一層の徹底を 図らねばならない。</p>	<p>今後は所属内で協定の趣旨を十分に徹底し、適正な命令を行うとともに、月途中で時間外勤務が多い職員に月末までの業務の見通しを聞き取り、必要に応じた事務分担を見直すなど、時間外勤務の縮減に取り組む。</p> <p>毀損事故発生直後の朝会及びメールにて、全職員に対して事故発生原因の周知及び日頃からのパソコンの適切な使用と管理について注意喚起を行った。</p> <p>今後も職員会議において、県有物品の適切な使用、管理等について繰り返し周知徹底し、毀損事故の再発防止に努める。</p>
-----------------	--	---

<p>警察本部</p>	
<p>機関名</p>	<p>鑑別結果</p>
<p>会計課</p>	<p>物品の管理事務において、委託業務契約により取得した物品の登録が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されること。</p>
<p>機関名</p>	<p>講じた措置</p>
<p>鑑別結果</p>	<p>指導事項については、令和元年8月26日に物品登録を行った。今後は、取得した物品を見落とすことがないように、複数人でのチェックを徹底し、登録漏れの絶無を図る。</p>

(3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

<p>林政部</p>	
<p>機関名</p>	<p>講じた措置</p>
<p>林政課</p>	<p>林政課課内会議において「岐阜県予算編成執行規則及び岐阜県事務決裁規程の一部改正について(通知)(平成29年10月19日付財第235号)」「予算流用の手続きについて(平成29年10月19日付財第236号)」を配布し、流用が必要な事例、必要な手続きについて再度周知・確認を行った。</p> <p>また、所管する現地機関に対しても予算の適正な執行について通知し、疑義が生じた場合は林政課管理調整係へ相談するよう周知徹底を図った。</p> <p>林政部管理調整係においても同通知により再度確認を行い、現地機関等か</p>

<p>から承認を受けるなどの手続をすべきところ、これを行わず予算執行されていたので、今後は適正に処理された。</p>	<p>ら相談等あった場合は、情報共有することとした。</p>
--	--------------------------------

内水面漁場管理委員会告示

令和二年一月三十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 酒 向 貞 夫

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第三項の規定により、第五種
共同漁業権の免許に係る令和二年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

令和2年魚種別増殖方法及び指示数量

漁業権番号	魚種 増殖方法 協同組合名	種 苗 放 流 (kg)										人工化 (万粒)					産卵場造成 (箇所)				
		あゆ	あまご、 やまめ	銀毛型 あまご	にじます	いわな	ふな	うなぎ	なます	もくず かに(尾)	あゆ卵	わかさ ぎ卵	うぐい、 おいかわ	もろこ	あじめ どじょう	かじか	よしの ぼり				
内第3号 共号	海津市						322	56	28				3								
内第4号 共号	海津市						57	37	10				2								
内第5号 共号	養老郡、海津市			160			872	121	37				3								
内第6号 共号	西濃水産	800		80			1,210	95	100	2,500			6								
内第7号 共号	牧田川	220	70		10			10				3									
内第8号 共号	根尾川筋	4,175	390		5	5	30					5									
内第9号 共号	揖斐川中部	1,400	170					30				4									
内第10号 共号	揖斐川久瀬	180	70		5	5		5				3									
内第11号 共号	揖斐川上流	800	200		5	5		20				3									
内第12号 共号	木曾川長良川下流、 海津市			90			171	58	101			1									

内 第 47 号	石 概 白	
	合 計	計
	60	60
	92,581	9,150
		1,690
		1,620
		1,716
		5,787
		2,160
		466
		13,940
		4,000
		240
		144
		16
		122
		66
		56

公 示

○岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和二年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画道路事業
三・三・四一号 長良系貫線
- 二 施行者の名称
岐阜県
- 三 事務所の所在地
岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市整備課
- 四 事業地の所在
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

令和二年一月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社